

令和3年厚木市農業委員会6月定例総会議事録

日 時 令和3年6月25日 金曜日 午後1時30分から午後2時05分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 欠 員 2番 松 野 勝

3番 欠 員 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 8番 井 上 謙 治

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告14件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告14件)
- 3 裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 5 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 6 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について (24件)

<議長>

ただいまの出席委員は10人で定足数に達しております。
これより、令和3年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の難波博文委員、9番の山川宏司委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、5月11日から6月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で9件、12筆、面積は4,721平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で5件、7筆、面積は935.48平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、14件、19筆、面積は5,656.48平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

転用目的が山林となっておりますが、詳細を教えてくださいませんか。

<農地管理係長>

当該地は、現況が山林であり、現況地目と登記地目を合わせる目的で届出されました。なお、今後の利活用については伺っておりません。

<松前委員>

山林も放置されていると荒れてしまい、周辺の農地に影響する可能性があるため、地権者さんには、適正管理をお願いしてください。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月11日から6月10日までに受け付けしましたものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は延べ70筆、面積は延べ35,873.47平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、「裁判官からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

本件につきましては、令和3年4月21日付けで横浜地方裁判所小田原支部民事部裁判官から、民事執行法による売却のため、農地の現況について照会があったものでございます。

土地の所在地につきましては、戸田字廣町1筆、地目は田、面積は3.63平方メートルです。

所有者は、戸田にお住まいのAさんでございます。

調査いたしましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、現況が非農地でしたが、原状回

復命令の予定はないため、競落後に、非農地証明の手続が必要となることを県から確認いたしました。

国からの通達に基づく、地目変更登記に係る登記官からの照会の取り扱いに準ずる事務処理となりますことから、事務局長専決事項として、調査結果を回答いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、及川にお住まいのBさん、対象地は及川字大門下1筆、登記地目は田、面積は229平方メートルです。

当該土地は、昭和62年頃、既に許可を得て転用された北側の土地とともに近隣事業者に貸し出されて以降、駐車場として利用され現在に至っているもので、平成24年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていること、また、平成23年撮影の航空写真で駐車場として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、5月11日、松野委員及び小澤委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月13日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、愛甲東3丁目にお住まいのCさん、対象地は愛甲東三丁目1筆、登記地目は田、面積は698平方メートルです。

当該土地は、平成7年に近隣事業者から従業員用の駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧整地の上、貸し出され、以降駐車場として現在に至っているもので、平成24年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていること、また、平成23年撮影の航空写真で駐車場として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、5月13日、早川職務代理者及び新藤委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月17日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、愛甲東3丁目にお住まいのDさん、対象地は愛甲東三丁目1筆、登記地目は田、面積は1,155平方メートルです。

当該土地は、昭和61年に近隣事業者からの従業員用の駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧整地の上、貸し出され、以降駐車場として現在に至っているもので、平成24年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていること、また、平成22年撮影の航空写真で駐車場として利用されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、5月13日、早川職務代理者及び新藤委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月17日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのEさん、対象地は七沢字日向川1筆、登記地目は畑、面積は104平方メートルです。

当該土地は、昭和50年5月に当時の土地所有者であるEさんの父により隣接住宅敷地の一部として貸し出され、以降住宅敷地として現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で建物が存することが確認できております。

これらの経過を踏まえ、6月3日三橋委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、6月4日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、三田字中川原2筆、地目は全て田、合計面積は1,998平方メートルです。

申請人は三田にお住まいのFさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

申請人は、相模原市中央区並木1丁目の有限会社Gから、業務拡大により厚木市内の仕事が増加してきているため、交通の便が良く、周囲に住宅地がない申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側は駐車場、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅12メートルにて設け、敷地内を転圧整地し、砂利舗装の上、車両14台分の駐車スペースとする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側の既存コンクリートブロックを利用する以外は、周囲にコンクリートブロック3段積を新設し、東側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透枳及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、既に手続済となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、中荻野字竹林2筆、地目は全て畑、合計面積は1,535平方メートルです。

受人は南足柄市沼田の株式会社H、代表取締役Iさん、渡人は中荻野にお住まいのJさん外1人です。

本申請は、賃借権設置による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、荻野地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は、南足柄市沼田に本店を置き建設業を営む法人で、県央地区の仕事が増えてきたことに伴い、平成31年に愛川町角田に支店を設けました。この度、事業が順調なことから、新たに資材置場が必要となったため、支店から車で約10分と交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地は、東側は資材置場、西側、南側及び北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に2箇所設け、敷地内を転圧整地し、砂利敷の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、周囲に高さ1メートルの単管パイプ及び高さ40センチメートルの鋼板を新設し、西側、南側及び北側に緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

最後に2番でございます。

対象となる農地は、中荻野字本郷1筆、地目は畑、面積は203平方メートルです。

受人は寿町2丁目の株式会社K、代表取締役Lさん、渡人は中荻野にお住まいのMさんです。

本申請は、賃借権設置による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、荻野地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

受人は、土木業を営む法人で、業務拡大及び事業の効率化を図るため、国道412号から近く、近隣に住宅がない申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地は、東側は駐車場、西側及び南側は山林、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧整地し、砂利敷の上、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、周囲に高さ1メートルの単管パイプ及び高さ30センチメートルの板張り土留を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましても、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。
よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

<山川委員>

一般論なのですが、転用目的どおりの使用した後、別の目的で使用している場合、農業委員会から是正措置等をとることはできないのでしょうか。

<農地管理係主事>

工事完了報告後、しばらくの間、現地の様子をみるように県の方から指示を受けています。しかし、数年後、事業変更等で当初の目的と異なる使用方法になっていたとしても現行法では、是正措置や許可を取消すことは難しい状況にあります。

<松前委員>

産業廃棄物の排出が見受けられますが、担当する部署と連絡を取り合うことはできないのでしょうか。

<農地管理係主事>

農地転用後に、産業廃棄物が排出されている場合は、情報提供を行い、適正な処置を行うように担当する部署が対応します。農業委員会としては、産業廃棄物が農地に被害を与える場合に指導を行います。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 7、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

集積計画決定申出件数は 24 件で、合計面積が 31,076 平方メートルでございます。

権利の種類別の合計につきましては、使用貸借権が 22 件、40 筆、29,597 平方メートル、賃借権 2 件、3 筆、1,479 平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が 8 件、14 筆、10,521 平方メートル、畑が 16 件、29 筆、20,555 平方メートルでございます。

利用目的別の件数では、水稻 4 件、露地野菜 2 件、普通畑 18 件でございます。

契約期間別の件数では、3 年間が 22 件、9 年間が 2 件でございます。

新規設定が 11 件、更新設定が 13 件となっております。

18 番についてですが、横浜市南区花之木町の株式会社 N が法人として新たに農業を行うため、解除条件付法人として農地を借りるものです。

なお、1 番から 24 番について、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7 議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されまし

た。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

令和3年6月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
